

2022年8月30日

お取引先各位

新潟運輸株式会社

適格請求書発行事業者登録番号のご通知について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、2023年10月1日から複数税率に対応した消費税の仕入税額控除の方法として、「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。適格請求書等保存方式の下では、税務署長に申請して登録を受けた課税事業者である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。

これに伴い、弊社の適格請求書発行事業者登録番号をご通知いたしますのでご確認下さいますようお願い申し上げます。

敬具

・ **弊社登録番号： T9110001003701**

※ 上記登録番号は国税庁WEBサイトの「適格請求書発行事業者公表サイト」にてご確認頂くことができます。

ご不明な点がございましたら、弊社までお問い合わせくださいます様お願い申し上げます。

《本件についてのお問い合わせ先》

新潟運輸株式会社本社 経理部 TEL 025-285-5124（経理部直通）